

土浦市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年7月9日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和3年度財政援助団体等に対する監査結果報告書及び令和4年7月22日付け土浦市監査委員告示第15号で公表した令和4年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年10月2日

土浦市監査委員 市原和弘

土浦市監査委員 小坂博

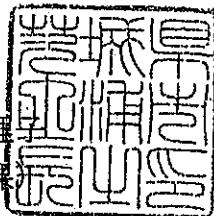


土社発第1203号
令和7年9月8日



土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 小坂 博 殿

土浦市長 安藤 真理
(担当課:社会福祉課)



令和3年度実施の財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（通知）

財政援助団体等監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	<p>(1) 補助対象経費間での経費の配分の変更に係る手続 消費税補助金が不足し、補助金の追加交付を求める申請の際、交流キャンプ補助金及び国際盲人マラソン大会補助金の執行がなかったため、その補助額を流用し、更に足りない分の追加交付を求めている。 しかし、補助対象事業ごとに補助の目的及び対象があるはずであり、執行の予定がないからといってほかの補助対象事業に流用を認められるものではない。 したがって、補助対象事業の内容及び経費の配分の変更について、承認を求めていないことは、不適切であるため、適正な事務処理をされたい。 また、交流キャンプ補助金及び国際盲人マラソン大会補助金については、消費税補助金に流用したため、執行していないはずなのに実績報告書等では、それぞれの補助額を執行しているような報告内容になっており、実態と相違するものとなっているため、合わせて事務処理を見直されたい。</p>
講じた措置の内容	改正前の土浦市社会福祉協議会事業補助金交付要項でも補助対象事業の内容及び経費の配分の変更については、第5条で申請及び承認が必要なものであったため、その事務手続きを改めて確認するとともに、補助金の実績報告書の内容の確認を十分行うよう課内に周知しました。

監査の結果 (指摘事項)	<p>(2) 補助金の増額を求める手続</p> <p>補助金の増額を求める申請をしているが社会福祉協議会事業補助金交付要項に補助金の増額を求める場合の手續が明示されていないことから、適正な事務の執行のため、当該手續を明示されたい。</p>
講じた措置の内容	<p>土浦市社会福祉協議会事業補助金交付要項を改正し、同要項第7条に補助金の追加交付に関する規定を加えました。</p>
監査の結果 (指摘事項)	<p>(3) 補助対象事業の明示</p> <p>「地域福祉に関する事業で市長が必要と認めるもの」として補助金を交付しているものについては、社会福祉協議会事業補助金交付要項に事業名、補助対象経費及び補助率が事業ごとに明示されておらず、補助率、補助対象経費及び交付額が適正であるか確認できないため、補助金の交付対象となる事業名、補助対象経費、補助率等を当該要項に明示されたい。</p>
講じた措置の内容	<p>土浦市社会福祉協議会事業補助金交付要項を改正し、同要項別表に対象となる事業及び担当課を全て記載し、事業ごとに補助対象経費を特定し、補助率又は補助上限額を明示しました。</p>
監査の結果 (指摘事項)	<p>(4) 補助金の精算手続</p> <p>土浦市社会福祉協議会事業補助金交付要項について、市が実績報告を受けて、補助金の交付額を決定したあとでなければ作成できないはずの概算払精算書を実績報告書の添付書類として提出を求めており、適正な事務処理とは考えられないため、必要な見直しをされたい。</p>
講じた措置の内容	<p>土浦市社会福祉協議会事業補助金交付要項を改正し、同要項第10条で補助金の額の確定の通知を受けたあと補助金の精算を行うようにしました。</p>

監査の結果 (指摘事項)	<p>(5) 追加交付の財源</p> <p>社会福祉協議会から補助金の増額を求める申請を受け、市が増額を認めるに当たって作成した起案に増額して交付するために必要な財源に関する記載がなく、追加交付するためにどの財源を充てるか明確になっていないことから、適正な事務処理をされたい。</p>
講じた措置の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により福祉バスの利用が減少したため、福祉バス運営委託料の余剰があったことから、追加交付の財源として流用したところですが、起案にその財源の記載が漏れてしまったことから、今後このようなことがないよう課内に周知しました。</p>
監査の結果 (指摘事項)	<p>(6) 補助金の精算</p> <p>市の補助金の交付先である社会福祉協議会から別の団体に交付している補助金について、市が社会福祉協議会に交付した補助金の精算をする際、市では当該団体の実績報告書等を確認していないようだが、実績報告書等を確認しないと補助金が適正に執行されたか判断できないため、当該団体に交付した補助金の執行状況を把握した上で、精算するようにされたい。</p>
講じた措置の内容	<p>土浦市社会福祉協議会が社会福祉法人土浦市社会福祉協議会福祉団体等補助金交付要綱を改正し、実績報告書の提出時期を補助金の交付を受けた年度内としたことから、当該年度内に実績報告書等の確認を行えるようになりました。</p>
監査の結果 (指摘事項)	<p>(7) 実績報告書の提出時期</p> <p>市の補助金の交付先である社会福祉協議会から別の団体に交付している補助金について、社会福祉協議会の社会福祉協議会福祉団体等補助金交付要項では、補助金の交付申請の際に前年度の実績報告書を求めるような内容になっているが、これでは、実績報告がないまま補助金を精算することになるため、同要項を改正し、適正な事務処理をされたい。</p>
講じた措置の内容	<p>土浦市社会福祉協議会では、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会福祉団体等補助金交付要綱を改正し、実績報告書の提出時期を補助金の交付を受けた年度内とする見直しを行った旨の報告を受けています。</p>